

よくある質問（基礎研修）



◆申込時◆

Q 1	どのコースを選んだらよいかわかりません（実施要領 P1 の 4 受講料、P2 の 7 研修日程）。
-----	---

相談支援従事者初任者研修を終了された方→S2 コース
サービス管理責任者等研修（基礎研修）を終了された方→S3 コース
どちらの研修も終了していない方→S1 コース

※大多数の方は、S1 コースに該当します。

※今後、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修（実践研修）を受講いただくためには、サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了の他に、相談支援従事者初任者研修講義部分を受講する必要があります。

Q 2	個人での申し込みは可能ですか。
-----	-----------------

個人でのお申し込みはできません。

受講希望者の所属機関（団体・法人・事業所等）からお申込みください。

例えば、「個人で法人を立ち上げ、自分が代表かつサビ管をやる予定」の場合は、立ち上げ予定の法人名（仮称可）、立ち上げ予定の事業所名（仮称可）、ご自身を代表者とし申し込みし、実務経験証明書をご提出ください。

※サビ管・児発管を必要とする機関からの応募のみ、受付けています。

※受講決定後、本会より郵送物があります。受け取りの可能な住所・常時連絡可能な電話番号をご記入ください。

Q 3	今勤めている事業所は、サビ管・児発管を必要としていない。どうすればよいですか。
-----	---

申し込みは、サビ管・児発管を必要としている機関（団体・法人・事業所等）からの応募のみ、受付けています。

現在お勤めの法人等を退職した場合は、転職先の法人からの申し込み、または立ち上げ予定の法人等でサビ管・児発管として働く予定の場合は、立ち上げ予定の法人等から、お申し込みください。

※受講決定後、本会より郵送物があります。受け取りの可能な住所・常時連絡可能な電話番号をご記入ください。

Q 4	受講申込フォームにある「必要書類を郵送」とは、何ですか。
-----	------------------------------

必要書類については、実施要領 P5 の 9 受講申込 (2) をご参照ください。
併せて、下記 Q5、Q6 をご参照ください。
2025 年 4 月 30 日 (水) 消印有効です。

Q 5	S2、S3 コース申込時に必要な修了証書の写しについて、旧姓で記載の場合どうすればよいですか。
-----	---

修了証書の写しに、旧姓である旨を一筆そえてください。

Q 6	サビ管・児発管の両方の修了証が欲しい場合はどうしたらよいですか。
-----	----------------------------------

サビ管の実務経験証明書、児発管の実務経験証明書をそれぞれご提出ください。
※サビ管・児発管とでは、様式が異なりますので、ご注意ください

Q 7	愛知県外の事業所からの応募は可能ですか。
-----	----------------------

拒むものではありませんが、対象者を「愛知県内に所在する事業所等に従事し」としていただきます (実施要領 P1 の 3 対象者)。愛知県内の事業所からの応募を優先して受講決定いたします。

◆実務経験◆

Q 8	自分の実務経験が、実務経験一覧 (実施要領 P8、P9 参照) に該当しているのかわかりません。(掛け持ち、非正規で働いていた期間があります。)(勤務していた事業所が対象となるかわかりません。)
-----	---

雇用形態や、勤務形態に関わらず、日数に換算することができます。

1 年以上の実務経験とは、実務に従事した期間が 1 年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が 1 年あたり 180 日以上あることを言います。

その他、実務経験の詳細は、配置予定の事業所を所管する指定権者に、お問い合わせください (実施要領 p10 参照)。

※指定権者へお問い合わせの際は「配置に必要な実務経験について、確認したい」とお伝え下さい。

※研修実施機関（愛知県社会福祉協議会）では、日数・時間の細かい計算、資格の確認、仕事内容等細かい部分まで確認できません（研修実施機関には判定の権限がないため、回答できません）。指定権者へ事前に確認することをお勧めします。

※指定権者に確認された内容については、実務経験証明書の欄外に「指定権者確認済み」と補記してください。

Q9	実務経験に換算する期間の中で、転職をしています。実務経験証明書はどのように用意したら良いですか。
----	--

愛知県社会福祉協議会発行の実務経験証明書を使用して、現在の所属機関（団体・法人・事業所等）が、過去の実務経験についてもご記入ください。（時系列で1枚にまとめて記入してください）

研修実施機関（愛知県社会福祉協議会）では、現在の所属機関（団体・法人・事業所等）の、過去の業務歴の確認方法については、問いません（実務経験の確認等で使用した書類の添付は不要です）。

Q10	実施要領 P1 の 6 受講要件の年数と、実施要領 P8、P9 の実務経験一覧表の年数が異なるのはなぜですか。
-----	---

実施要領 P8、P9 の実務経験一覧表の年数は、サビ管・児発管として事業所に配置時に必要な年数です。

原則、基礎研修修了後、2年のOJT（実務経験）が必要です。そのため、基礎研修は配置時に必要な年数から2年前倒しした年数で、受講が可能です。

実施要領 P1 の 6 受講要件の年数は、2年前倒しした場合で記載されています。

Q11	実務経験証明書に書ききれない場合はどうすればよいですか。
-----	------------------------------

複数枚にわたって、ご記入ください。押印もしてください。

◆申込後◆

Q12	受講可否は、いつ、どのようにわかりますか。
-----	-----------------------

6月15日までに法人住所宛てに郵送にて連絡予定です。